

北本市立東中学校・生活の決まり

	決 ま り	補 足
登下校の服装	原則制服を着用する。	・朝練習のためという理由で体育着登校しない。 ・遠足、体育祭等の特別の指示があった場合は体育着登校でも良い。 ・天候不良で許可する時は可
授業時の服装	制服で受ける。 ただし、下記の場合は体育着とする。 ◎授業で体育着に着替えた後 ◎午後の授業 試験は制服で受ける 下の夏期期間は体育着で授業を受けても良い。 ただし、朝の会は制服を着用する。 (行事があり、一斉下校の場合は帰りの会も制服) ・7/1～9/30	・朝の会は制服着用。 (ただし、1時間目が体育や実技教科で着替えが必要な場合は、登校後体育着に着替える。) ・その年の気候により期間は流動的
清掃時	体育着・ジャージとする。	
衣替	夏期および冬期における寒暖の変化に合わせて行う。 ※原則として 夏服 6月1日 冬服 10月1日	・その年の気候により期間は流動的

	決 ま り	補 足		
服 装 ・ 頭 髪 ・	(1) 制服	・ワイシャツ、ブラウスの下は体育着とする。 ・体育着の下に着用する下着は、透けて見えないように白系の物とする。 ・スカートの下にはハーフパンツを着用する。 ・スカート丈は膝がかくれる程度とする。 ・スカート丈は膝がかくれる程度とする。 ・床に膝立ちをした時に、スカートの裾が床につく程度。 ・編み込みやエナメル素材等は禁止。 ・ハイソックス、黒のストッキング(タイツ)は着用可。 ・極端に短いソックスは不可。 ・外くるぶしの中心から 5 cm 以上。 ・前髪は眉毛にかからない様にする。 ・ピン止めは可。(黒・紺) ・大きなピンではなく小さなピンを使用する。(本数が多くなならないように 1、2 本でまとめる) ・前髪を横に垂らさない。 ・髪を結ぶ場合、結わく位置は耳よりも下とする。 ・一つ結びは両耳の真ん中。 ・二つ結びは左右対称。 ・おだんごや非対称の髪型は不可。 ・ツーブロックやモヒカン、スキンヘッド等、特異な髪型は不可。 ・ピアス、マニキュア、眉毛をいじめることは認めない。 ・体育に使用でき屋外の運動に適す		
	男子		女子	
	冬服		校章入り黒学生服 黒ズボン (タックなしのストレート)	校章入り制服 スカート
	夏服		白ワイシャツ 黒ズボン (タックなしのストレート)	ベスト(濃紺色) 白ブラウス (紺のリボン) スカート
	◎上着には必ず名札をつけること。			
	(2) ベルト		男子は黒色のベルトを着用する。	
	(3) 靴下		男女共白無地とする。 (ワンポイントは可、ラインは不可)	
	(4) 髪型		男女共中学生らしい自然なスタイルが望ましい。 (流行を追う様な形・染色・脱色・パーマ等はいけない)	
	◎男子		清潔感のある髪型にし、襟や耳にかからない。	
◎女子	肩にかかる長さを越えるものは、ゴム(黒・紺・茶)で束ねる。ストレートパーマ、縮毛矯正等は禁止とする。			
(5) その他の体の各部分についても自然なスタイルとする。				
(6) 通学靴	白色の運動靴とする。(スニーカータイプは不可)			

- ・編み込みやエナメル素材等は禁止。
- ・ハイソックス、黒のストッキング(タイツ)は着用可。
- ・極端に短いソックスは不可。
- 外くるぶしの中心から5cm以上。
- ・前髪は眉毛にかからない様にする。
- ・ピン止めは可。(黒・紺)
- ・大きなピンではなく小さなピンを使用する。(本数が多くならないように1、2本でまとめる)
- ・前髪を横に垂らさない。
- ・髪を結ぶ場合、結わく位置は耳よりも下とする。
- 一つ結びは両耳の真ん中。
- 二つ結びは左右対称。
- ・おだんごや非対称の髪型は不可。
- ・ツーブロックやモヒカン、スキンヘッド等、特異な髪型は不可。
- ・ピアス、マニキュア、眉毛をいじめることは認めない。
- ・体育に使用でき屋外の運動に適す

(7) スクールセーター
セーターはスクールセーターとする。
色・模様なしとし、地味な色（黒・紺）で必ず中に着るものとする。

(8) コート・ウインドブレーカー
◎スクールコート、Pコート、ダッフルコートを着用する。色は黒、紺。
◎部活動のウインドブレーカーの着用可。

(9) マフラー・ネックウォーマー・手袋等
中学生らしく派手でないものとする。

※（7・8・9）については、あくまでも防寒具として着用し、安全等に留意する。

(10) 通学用カバン
メインバッグは学校指定のかばん（緑かばん）とする。道具が入りきらない場合のみサブバッグを使用しても良い。（サブバックのみで登校してはいけない。）サブバッグは学校指定の校章入りバッグを使用する。

※紙袋・ビニール袋は禁止。布製の袋（巾着袋）は、カバンの中に入れてくる場合はよい。教室内で、小物文房具入れやシューズ入れとして使用するのはいい。

※体育祭や球技会、準備登校はサブバックでも良い

(11) その他
・水筒の持参可。中身は水・お茶・スポーツドリンク

- ・弁当の持参について
行事などにともない給食がなく、午後活動がある場合は弁当を持参する。昼食をとるときは、自分の学級の中でとり、後片付けは一人一人責任を持つようにする。なお、学校生活の決まりに合わせ、ジュース・菓子類は持ち込まない。
- ・メガネは華美でないものとする。
- ・学校生活に不必要なものは持参しない。
遊び道具・貴重品・不要なお金・携帯電話・菓子類

るもので、全面白色。

- ・中に着るものとし、スクールセーター、ベストのまま校内を歩かない。
 - ・制服の外に出さない。
- ☆カーディガンは認めない☆

- ・気候に応じて着用して良い。
- ・前ボタンをきちんとかける。
- ・登下校時に着用しても良いが校舎内では着用しない。
- ・ウインドブレーカーを指定しない部の生徒は黒・紺・白の派手でないものを着用する。
- ・フード付きは怪我防止のため禁止する。
- ・マフラーはおしゃれに走らず、危険のないように、身だしなみ等、常識を考えて使用する。

- ・サブバッグは学校指定のものとする。

- ・自分のかばんや持ち物（筆箱を含む）の目印としてのキーホルダーは1つだけとする。華美なものや大きすぎるものも不可。
- ・バッジやシール、フリカ、名札、ヘアピンなど、余計なものはバックにつけない。
- ・エナメルバッグは学校生活では使用しないが、部活動に応じて購入する場合がある。

- ・登校中に買わない。
- ・ペットボトルや紙バックは持ち込まない。
- ・廊下やベランダ、部室等で昼食をとらない。
- ・汁物は片付けの関係で禁止。

マナーについて

・教室

- ◎友達同士、先生、来校者への挨拶を心がけましょう。
- ◎授業の始まりと終わりの挨拶をしっかり行いましょう。

・職員室

- ◎入室の際は、所属と名前を明らかにし用件を伝えた上で、「失礼します」としっかり挨拶しましょう。また、退出時は「失礼しました」と大きな声で挨拶しましょう。
- ◎入室時は、カバン等の持ち物は廊下に置いてから入室しましょう。
- ◎ウインドブレーカー、コート、マフラー、手袋等もとってから入室しましょう。
- ◎朝の打ち合わせ中（8:15～8:25）の入室は禁止します。
- ◎定期テスト5日前の成績処理期間は入室制限をします。

・上履き・下履き

- ◎柔剣道場や玄関等で自分の脱いだ靴は揃える習慣をつけましょう。
- ◎下駄箱の上段に上履き、下段に下履きを入れるようにしましょう。

令和2年度 北本市立東中学校～学校・家庭・地域がスクラム組んで～

一人一人の生徒が、安全・安心に教育を受けることができるようにするために、市内の各中学校では次のような指導をしてまいります。

	問題となる行為・事項等	指導 - 対応
毎日 の 学 校 生 活 に 関 す る こ と	◆遅刻	◎事前あるいは当日に、家庭から担任（教職員）に連絡してください。 ・連絡できない場合、生徒は登校後、職員室へ。職員室にいる先生に遅刻したことを伝え、“遅刻確認カード”に必要事項を記入し、授業場所へ移動。授業担当の先生に“遅刻確認カード”を渡す。授業担当は担任へ登校カードを渡す。 ・授業中に登校した場合は、次の休み時間に、生徒が担任に報告する。 ・病気やケガ、家庭の事情等ではない遅刻が度重なる場合は、家庭に連絡し、必要に応じて保護者に来校していただきます。
	◆無断早退・無断欠席	◎無断であることがわかった時点で、保護者の方に連絡し確認をします。状況によっては、来校をしていただきます。
	◆授業放棄（エスケープ）	◎家庭に<u>速やかに</u>連絡します。 ・指導を受け入れない場合や、行為が頻繁に行われる場合は、保護者に来校をしていただきます。（家庭訪問をする場合もあります。） ・指導を受け入れられない場合、他の生徒の学習を保障するために、<u>集団学習ではなく、個別学習とします。</u>
	◆授業妨害 （教師に対する暴言・侮辱等） （教師の指導や授業を妨げる大声や奇声、迷惑行為等） （教師の指示を聞かず、自分勝手な言動をとる行為）	◎家庭に速やかに連絡し、保護者に来校していただきます。（家庭訪問をする場合もあります。） ・指導を受け入れられない場合、他の生徒の学習を保障するために、<u>集団学習ではなく、個別学習とします。</u> ・頻繁に繰り返される場合は、家庭での反省を促します。 ・さらに事態が深刻な場合は、学校は関係諸機関と連携を図ります。
	◆危険行為について	・危険行為があった場合は、速やかに保護者の方に連絡します。 ・指導を受け入れられない場合、他の生徒の学習を保障するために、<u>集団学習ではなく、個別学習とします。</u>
	◆相談室・保健室の利用	◎1日1時間を原則とし、保健室は体調が優れない生徒のみとする。 ・体調不良が理由の場合は、早退し、自宅で休養することとする。 ・早退させる場合は家庭へ連絡し、生徒は帰宅後、帰宅したことを必ず学校へ連絡します。（生徒の安全を確認するため。） ・相談室利用生徒は、帰宅前に職員室に立ち寄り、“相談室利用カード”を担任の机の上に提出して帰宅する。
	◆持ちもの ◆飲食物等	◎不要物は、一時預かりとし、事情を確認して家庭に連絡します。 ・不要物の持ち込みの状況次第では、安全確保・非行問題行動防止のために、学校全体として持ちものの検査を行う場合があります。 ・口頭で注意し、今後違反しないことを約束させ、生徒に反省文（決意文）を書かせます。反省文は、一度家庭に持ち帰り、保護者の方の言葉ももらって、担任に提出します。ご指導お願いします。
	◆定期テストでの不正行為	◎1教科でも不正行為（カンニング、返却後の書き換え等）があった場合、受験した全教科において0点の処置となります。

毎 日 の 学 校 生 活 に 関 す る こ と	身なりに関するもの ◆ <u>服装</u> ◆ <u>頭髮</u> ◆ <u>化粧</u> （マニキュア・ペディ キュア・アイプチ等） ◆ <u>爪・眉毛</u> ◆ <u>刺青</u> ◆ <u>言葉遣い</u> ◆くつ（上履き・下履き） ◆ピアス	◎「生活のきまり」に違反した場合は、その場で指導します。速やかに改善されない（指導を受け入れない）時は、家庭に連絡し、改善してから、再登校するよう指導します。 ・指導を継続しても改善されない場合は、保護者に来校を願います。 ・水で洗い流せる整髪料・化粧等に関しては速やかに洗い流させます。 ・眉毛の場合は、その場で眉を書くか、改善してから再登校するよう指導します。（一度剃ってしまうと、なかなか元の状態には戻りづらいので、家庭での継続したご指導をお願いします。） ・時と場に応じた言葉遣いができるよう、家庭でも指導してください。 ・清潔な身なり（洗濯をしっかりとる）を保つよう協力お願いします。
	◆ <u>校外学習（宿泊行事）</u>	◎校外学習中に非行問題行動を起こした場合は、保護者に必ず現地まで迎えに来てもらい、自宅学習をしていただきます。
人 権 や 法 律 違 反 に 関 す る こ と	◆ <u>いじめ</u>	◎いじめの事実を確認した場合、学校はいじめにあっていない生徒の安全を最優先に、早急に対応します。また、関係生徒及び保護者に来校を願います。 ・執拗ないじめに関しては、関係諸機関と連携を図り、早期の解決に向けた相談・協議を行います。さらに、いじめを受けている生徒の安全・安心を守るため、いじめに関わった生徒については、個別学習を行うこともあります。
	◆ <u>法律違反の持ちもの等</u>	◎その場で指導し、所持品を預かります。 ・保護者に連絡し、来校を願うか、家庭訪問をします。 ★生徒の安全面を考慮し、危険な不要物の持ち込みが多い場合は、安全確保・非行問題行動防止のために、学校全体として持ちものの検査を行うこともあります。
	◆ <u>法律違反の行為</u> （施設、備品破壊・破損、暴力行為・窃盗・万引き・店舗等への迷惑行為等）	◎行為に関係した保護者の方に、来校をしていただきます。 ・深刻な事態の場合は、警察や医療機関等の関係諸機関に通報します。 ◎違反行為に関わった場合は、状況に応じ、一定期間、個別学習を行うこともあります。 ★保護者の方に被害にあわれた方への謝罪対応をしていただくことがあります。 ★故意に施設、備品を破損した場合は、弁償をしていただきます。
	◆ <u>不審者等（卒業生を含む）</u> の校地内及び校舎内立ち入り	◎卒業生である場合でも、在校生に不安を与えるような態度が確認された場合は、校地内から退去を求めます。 ・必ず「受付」で来校許可を受けてから、校舎内に入るよう卒業生に指示します。 ・在校生に対して、校則違反につながるような発言や行動が見られた場合は、退去を求めます。 ・指示を受け入れない場合は、直ちに警察へ通報します。

※軽微な問題に関しても教師の指導を受け入れない場合は、保護者の方に来校をしてもらい、指導を受け入れるようご家庭で十分に指導していただいた上で、再登校させる場合もあります。（再登校する場合は、保護者に同行してもらうこともあります。）

★ご家庭でも、ネットマナー・モラルに関する指導を継続して行ってください。



昨今、携帯電話（特にスマートフォン）の急速な普及により、便利な情報社会へと発展している一方で、使用するにあたって『マイナス面』も多く現れるようになりました。中学校でも生徒の携帯電話の所持率が毎年上がっていく中で、トラブル（特にラインやツイッター）も多くなっているのが現状であり、私たち大人も危機感を持たなければいけません。本校では携帯電話の正しい使用の仕方や人間関係の築き方を伝えていきます。

各ご家庭におかれましても、お子様に携帯電話を使用させる場合は、使用のルールを明確に決めていただきトラブルを未然に防げるような手立てをお願いいたします。

下記は使用するにあたっての確認内容のチェックリストとご署名です。ご協力をお願いいたします。

次回 登校日 に担任へご提出ください。

□にチェックを入れ、署名をお願いいたします。

□ 生徒が携帯電話を使用することはありません。

【生徒が携帯電話を使用する場合】

- 学校には持っていきません。
- 自分の情報の流出や人の心を傷つける書き込み（動画や画像の流出含む等）はしません。
- 家庭内でルール（使用時間・管理場所・親によるチェックの頻度）を徹底します。
- 使用の初めに必ず「フィルタリング」サービスを設定します。
（「青少年が安全にインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正されフィルタリングの設定が義務化）
- 危険なサイトへはアクセスしません。
- 以上の内容が守れない場合には、携帯電話を保護者に返します。

家庭内ルール＊お子さまと話し合って決めてください。

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____

例）9時以降では携帯電話は保護者が管理します。

9時以降では家族以外の人との無料通話アプリ（ライン、ツイッター）は行いません。

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印

ご協力ありがとうございました。

安心した学校生活を送るためにご理解ご協力をお願いいたします。

北本市立東中学校 PTA・生徒指導部



昨今、携帯電話（特にスマートフォン）の急速な普及により、便利な情報社会へと発展している一方で、使用するにあたって『マイナス面』も多く現れるようになりました。中学校でも生徒の携帯電話の所持率が毎年上がっていく中で、トラブル（特にラインやツイッター）も多くなっているのが現状であり、私たち大人も危機感を持たなければいけません。本校では携帯電話の正しい使用の仕方や人間関係の築き方を伝えていきます。

各ご家庭におかれましても、お子様に携帯電話を使用させる場合は、使用のルールを明確に決めていただきトラブルを未然に防げるような手立てをお願いいたします。

下記は使用するにあたっての確認内容のチェックリストとご署名です。ご協力をお願いいたします。

次回 登校日 に担任へご提出ください。

□にチェックを入れ、署名をお願いいたします。

□ 生徒が携帯電話を使用することはありません。

【生徒が携帯電話を使用する場合】

- 学校には持っていきません。
- 自分の情報の流出や人の心を傷つける書き込み（動画や画像の流出含む等）はしません。
- 家庭内でルール（使用時間・管理場所・親によるチェックの頻度）を徹底します。
- 使用の初めに必ず「フィルタリング」サービスを設定します。
（「青少年が安全にインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正されフィルタリングの設定が義務化）
- 危険なサイトへはアクセスしません。
- 以上の内容が守れない場合には、携帯電話を保護者に返します。

家庭内ルール＊お子さまと話し合って決めてください。

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____

例）9時以降では携帯電話は保護者が管理します。

9時以降では家族以外の人との無料通話アプリ（ライン、ツイッター）は行いません。

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印

ご協力ありがとうございました。

安心した学校生活を送るためにご理解ご協力をお願いいたします。

北本市立東中学校 PTA・生徒指導部